

## 納税義務者・資格について

### Q1. 国民健康保険に加入していないのに、納税通知書が届きました。なぜですか？

#### A. (ア) 国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。(地方税法 703 条の 4)

世帯主が国民健康保険（以下、国保という）に加入していないくとも、同じ世帯のどなたかが国保に加入していれば、納税通知書は世帯主あてに届きます。なお、世帯主が国保に加入していないければ、世帯主の所得は国保税所得割の計算には含まれません。（軽減判定を除く）

#### A. (イ) 4~5 月までの間で国民健康保険に加入していませんでしたか？

国保税は 6 月に課税計算をします。納税通知書が届いたときは、すでに社会保険等に加入されており、国保ではなかったとしても、4~5 月に国保に加入されていた場合、6 月以降にその分の国保税を納付いただく必要があります。

### Q2. 社会保険に加入したのに納税通知書や督促状が届くのはなぜですか？

#### A. 国民健康保険脱退のお手続きはされましたか？

会社に就職されるなどして会社の社会保険等に加入した場合は、国民健康保険の喪失手続きをする必要があります。この手続きをしない限り、市役所では社会保険に加入したことなどを把握することができないため、国保税がかかり続けることになります。

### Q3. 退職して国民健康保険に加入していません。今から加入した場合どうなりますか？

#### A. 前の健康保険（社会保険等）を脱退した日まで遡って加入することになります。

そのため、加入の届出が遅れてしまった場合、届出をした月から課税されるのではなく、国保資格を取得した月まで遡って、最大 3 年度分の国保税を納めていただく必要があります。「無保険の間、病院にかかるいない」等の理由でその間の国保税が免除されることはありません。

### Q4. 国民健康保険に加入したくありません。必ず加入しないといけませんか？

#### A. 日本では、すべての人が何らかの公的な医療保険制度に加入する必要があります（国民皆保険）。

職場の健康保険や後期高齢者医療保険などに加入している人、生活保護を受けている人以外は、国籍を問わず、すべての人に国民健康保険への加入が義務付けられています。

### Q5. 年度の途中で 75 歳になりましたが、国民健康保険税も納めています。

#### 後期高齢者医療保険料と一緒に国民健康保険税も納めるのはなぜですか？

#### A. 国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。(地方税法 703 条の 4)

世帯主の方が 75 歳になり後期高齢者医療制度に移行しても、同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は、引き続き、世帯主の方が国民健康保険税の納税義務者になります。

また、年度の途中で 75 歳になる方は、あらかじめ 75 歳の誕生日の前月分までの国民健康保険税を算定した納税通知書をお送りしています。

## 国民健康保険税額について

### Q6. 昨年と比べて国民健康保険税が高くなったのはなぜですか？

A. 国保税は、被保険者の人数や前年（1月～12月）の所得に応じて決定します。

そのため、以下に当てはまる方は昨年よりも税額が高くなる可能性があります。

- (1) 昨年と比べて、被保険者の人数が増えた。
- (2) 昨年と比べて、所得が増えた。
- (3) 被保険者の中に、40歳になった方がいる。（介護納付金分の保険税が加算されます。）
- (4) 世帯主や被保険者の中に未申告の方がいる。（軽減を適用するには無収入でも申告が必要です。）

### Q7. 仕事をやめて収入がないのに国保税が高いのはなぜですか？

A. 国保税は前年の所得をもとに計算します。

現在は収入がなくても、昨年はお仕事をされていて収入があった場合、国保税は高くなります。

しかし、倒産・解雇等により退職された方（非自発的失業者）は、一定の要件を満たす場合、軽減を受けることができます。この軽減を受けるには保険健康課で手続きが必要です。

### Q8. 市県民税は非課税なのに国保税がかかっているのはなぜですか？

A. 国保税に非課税の適用はありません。

市県民税は所得によって非課税の適用がありますが、国保税には非課税の適用はありません。また、国保税は障害者控除などの各種控除を差し引く前の所得をもとに所得割を計算します。そのため、障害者手帳をお持ちの場合でも国保税の減額はありません。無収入や低所得世帯については、所得金額に応じて7割・5割・2割の軽減がありますが、その場合も国保税が0円になることはありません。

### Q9. 10月1日に社会保険に加入したので、10月末納期の第5期は納める必要がないと思っていたら、督促状が届きました。なぜですか？

A. 10月末納期の第5期が「10月加入分の国民健康保険税」ということではありません。

国民健康保険税は、資格を喪失した前月分まで月割で課税されますが、納期の税額がその月の税額ということではありません。そのため、月割で計算をした結果、資格を喪失した月以降も支払いが残ることがあります。なお、月割で計算した結果、過払い等が発生する場合は後日還付します。

### Q10. 竹田市から他の市町村に転出したのですが、両方の市町村から納税通知書が届きました。二重課税ではないでしょうか？

A. 国民健康保険税は月割で計算するため、二重課税にはなっていません。

他の市町村に転出された場合、転出の前月までは竹田市、転出した月を含めてそれ以降は転出先の市町村で課税されます。納期の関係でお支払いの期日が重なることがあります、同じ月で課税計算が重複することはありません。